

大阪府国民健康保険運営方針 別に定める基準の改訂について

1. 保険料及び一部負担金の災害減免について、対象から「家財等財産に損害を受けたとき」を除外 (平成 30 年 4 月 1 日付改定)

改定理由: 各市町村の担当課が発行する罹災証明等は、住家以外の不動産被害や動産被害等については、法上、必ずしも証明事項とすることが求められておらず、府内全域が等しく、家財の損害程度を把握することは困難であると思われることから、家財等の財産被害は対象外とする。

2. 保険料の減免について規定の整備 (平成 30 年 4 月 1 日付改定)

改定理由: 減免の対象者である被扶養者の定義や減免の対象期間の定義を明確にするため、記載を追加する。また、世帯収入の減少に対象を限定すると、システム改修をはじめとする対応が困難な市町村もあることから、対象を所得減少に改正する。

3. 一部負担金の減免及び徴収猶予に係る世帯収入見込と預貯金額の要件の改定 (平成 30 年 10 月 1 日付改定)

改定内容: 世帯収入が著しく減少したときの減免基準について、世帯収入見込みが生活保護基準 11/10 以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に 11/10 を乗じた額の3箇月分以下であることとなっていたのを、生活保護基準の引き下げに合わせて、右表のとおり引き上げる。

対象期間	(参考) 生活扶助基準	国保一部負担金減免基準
H30年9月まで	0.9	11 / 10
H30年10月～	0.885	990 / 885
H31年10月～	0.87	990 / 870
H32年10月～	0.855	1,155 / 1,000

改定理由: 生活保護基準が平成 30 年 10 月から 32 年にかけて段階的に引き下げられることに伴い、「生活保護費が減額となる場合には、見直しの影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすること。」(平成 30 年 1 月 19 日(金)閣僚懇談会 厚生労働大臣発言)とされたことを踏まえ、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知のとおり国の減免基準の段階的な引き上げと財政支援の実施が図られることとなったため、大阪府の統一基準についても同様に段階的な引き上げを行う。